

がシフトを組んで担当しており、両者が共同事業の形で、24時間365日対応のワンストップ支援を行っています。

主な支援内容は、SACHICOの支援員による24時間ホットライン、来所相談、他の支援団体に関する情報提供、阪南中央病院産婦人科女性医師による産婦人科医療・証拠採取、協力弁護士による法的支援、性暴力被害に特化した研修を積んだウィメンズセンター大阪のカウンセラーによるカウンセリング等で、大阪府警察、大阪産婦人科医会、府下及び近畿一円の児童相談所等とも連携して支援に当たっています。

現在のSACHICOの運営は、寄付等によっており、支援員の人員確保や研修の充実を含め、支援活動を継続していくための課題があります。

4 子供の被害者の支援のための連携

子供が被害者となる事件は後を絶たない。

児童虐待は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、平成12年に制定された児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）に基づき、児童虐待の予防、早期発見・早期対応、虐待を受けた児童の保護・自立に向けた支援、保護者への支援など児童虐待対応の各段階に応じた切れ目のない総合的な対策が行われている。

また、児童虐待に限らず、子供が思いがけない形で犯罪被害者となったり、犯罪により親や兄弟姉妹を失って犯罪被害者等となったりして、様々な困難に直面する場合もある。しかし、犯罪に巻き込まれた子供が、自らその保護や支援を求めて声を上げることは難しく、支援を必要としている子供に対し、関係機関や団体が、連携して適切な支援を提供していくことが必要である。

ここでは、子供の被害者の支援のための連携について紹介する。

(1) 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）は、平成16年の児童福祉法改正により法定化され、19年の児童福祉法改正により市町村等における設置が努力義務化された。同協議会は、虐待を受けている子供を始めとする要保護児童等（要支援児童や特定妊婦を含む。）の早期発見や適切な保護を図るため、児童相談所や学校・教育委員会、警察等の関係機関が要保護児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくこととしており、25年4月1日現在、98.9%の市町村で設置されている。同協議会の設置により、関係機関間の連携による要保護児童等の早期発見・早期対応、関係機関の相互理解等の促進を図っている。

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）について

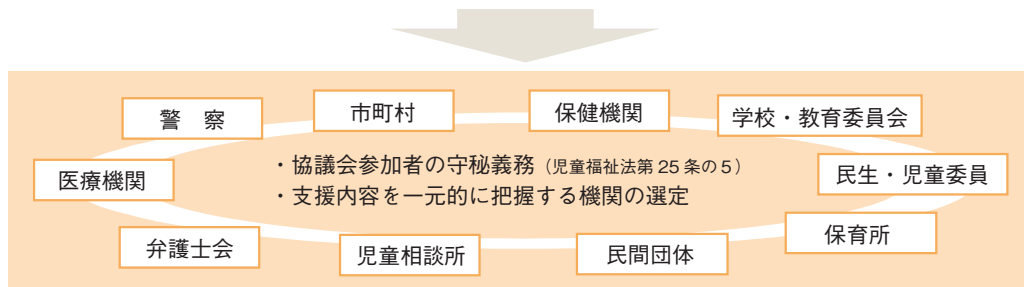
果たすべき機能

要保護児童等（要支援児童や妊婦を含む。）の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村（場合によっては都道府県）が、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



提供：厚生労働省

(2) 家庭教育支援チーム

文部科学省においては、児童虐待の防止にも資する取組として、家庭教育支援チームの組織化等による相談対応、保護者への学習機

会の提供等の家庭教育を支援する活動を推進している。また、家庭教育が困難な家庭に対して支援を届ける訪問型アウトリーチ支援手法の実証研究を進めている。

コラム④

訪問型家庭教育支援の取組（大分県別府市） ～別府市家庭訪問型アウトリーチ支援事業～

別府市では、「保護者の養育能力及び不規則な生活」「児童生徒の特性及び学力不振」等により不登校となり、家庭に引きこもっている児童生徒の家庭に対して、相談体制の充実や情報、学習機会の提供等、学校や関係機関と連携しながらきめ細かな家庭教育支援を行うことにより、家庭教育を支えていく基盤の形成を促進する取組を実施している。

市では実施に当たり、行政関係課、小中学校校長会会長、民生委員・児童委員協議会会長、学識経験者、家庭教育支援員等による「地域協議会」と、家庭教育支援員、民生委員・児童委員、学生ボランティア等による「支援チーム」を組織し、「支援チーム」が、「地域協議会」や家庭、学校からの依頼や情報提供に基づき、下記のような取組を実施している。

- (1) 児童生徒に対して、学生ボランティアが家庭を訪問し学習支援
- (2) 保護者に対して、家庭教育支援員による支援・啓発
- (3) 家庭に対して、民生委員・児童委員等による見守り

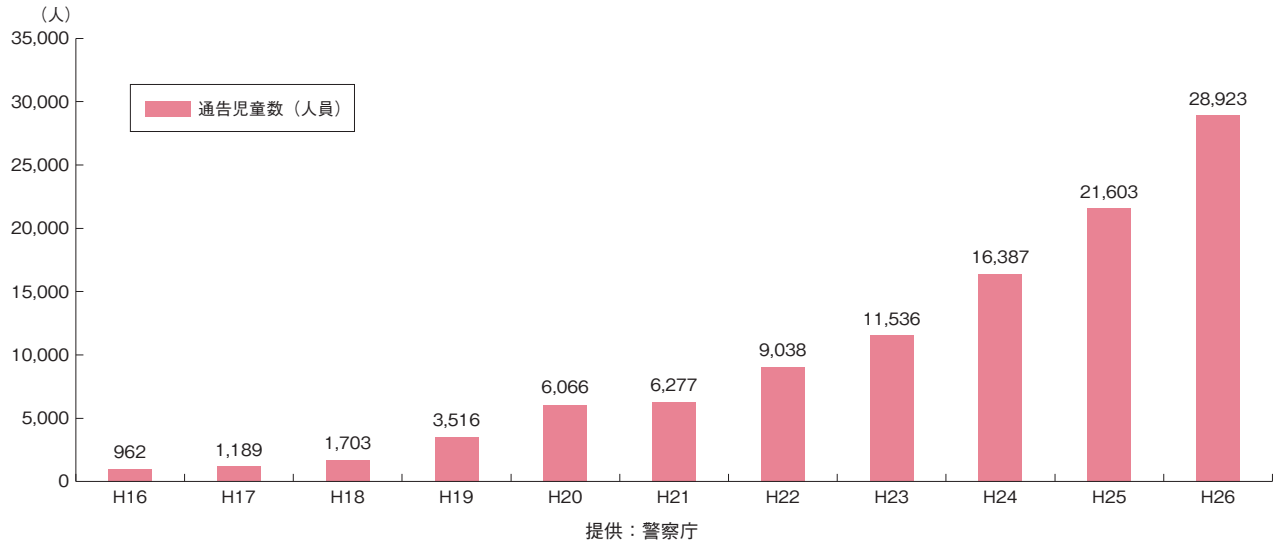
平成26年度の実施では、支援を行った児童生徒や保護者に、状況改善につながる良い変化が見られたこと、また、民生委員・児童委員と学生とが情報を共有することで家庭を地域で支える意識が強くなったことなどが成果として挙げられている。今後もこの取組を継続することにより、いじめや不登校、児童虐待等の未然防止や早期発見、保護者の心の安定による望ましい親子関係の構築、地域で家庭や子供を見守る体制の構築等が期待されている。

(3) 児童虐待の被害者への対応

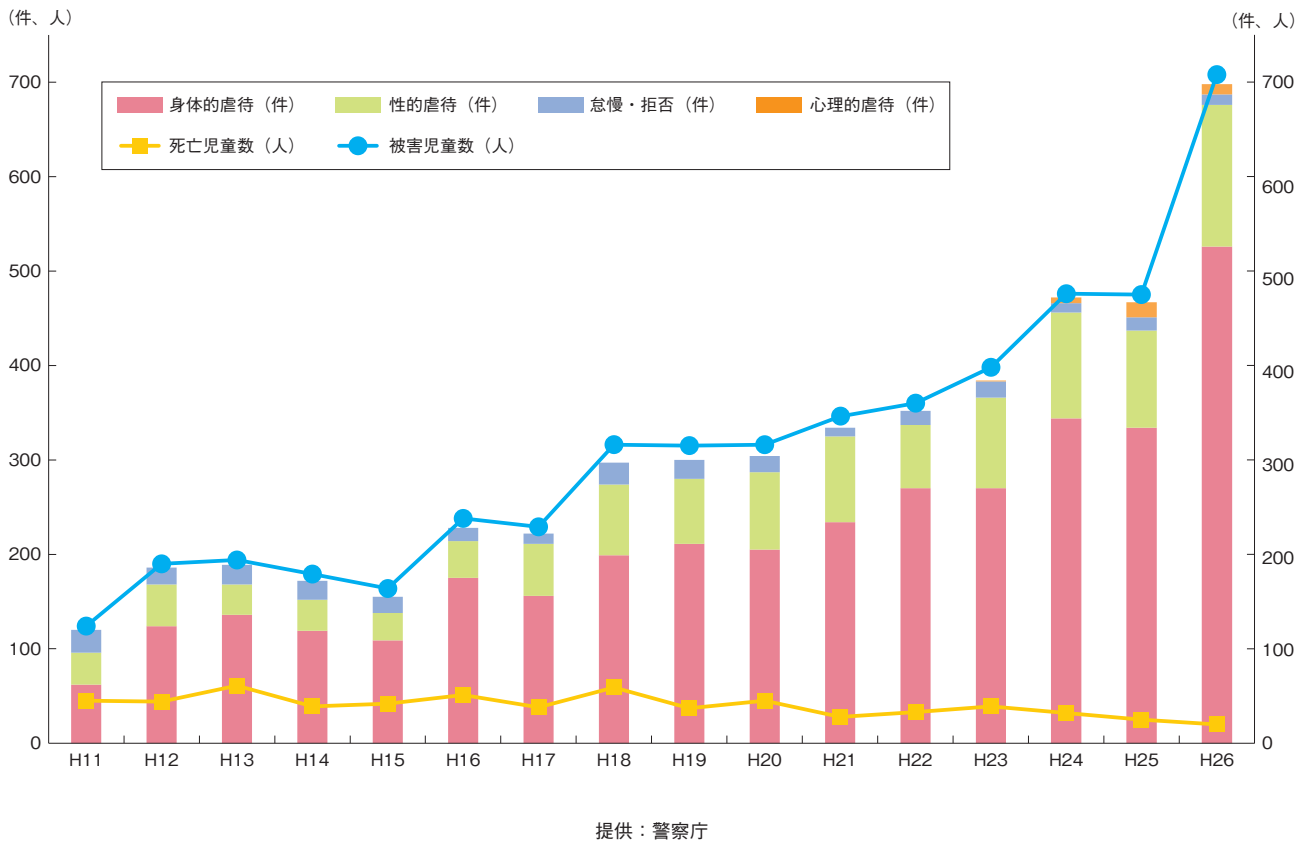
警察においては、児童虐待の被害者について、様々な活動の機会を通じ、その早期発見と児童相談所への確実な通告に努めている。さらに、平成22年から「匿名通報ダイヤル」

の対象に児童虐待事案を追加している。また、都道府県知事・児童相談所長による児童の安全確認や一時保護、立入調査を円滑にするための援助を実施している。

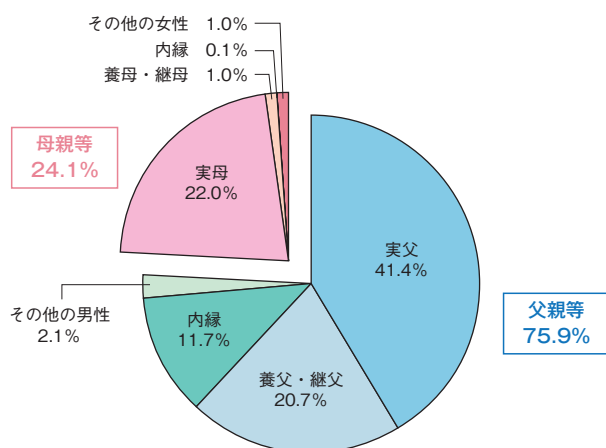
警察から児童相談所に通告した児童の推移



児童虐待事件の検挙件数



児童虐待における加害者と被害者の関係



(注)「その他の男性、女性」は、祖父母、伯(叔)父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者。

提供：警察庁

5 交通事故被害者等の支援のための連携

(1) 交通事故被害者等の支援

第9次交通安全基本計画(平成23年3月31日中央交通安全対策会議決定)では、「被害者支援の推進」を交通安全対策の柱の1つに掲げており、交通事故被害者とその家族・遺族(以下「交通事故被害者等」という。)への支援を推進していくこととしている。

ここでは、交通事故被害者支援のための連携に関する取組について紹介する。

(2) 交通事故被害者サポート事業

内閣府においては、交通事故被害者等が、深い悲しみやつらい体験から立ち直り、回復に向けて再び歩み出すことができるような土壌を醸成し、交通事故被害者等の権利・利益の保護を図ることを目的として、平成15年度から「交通事故被害者サポート事業」を実施している。

○ 各種相談窓口等意見交換会

各種相談窓口等意見交換会は、専門家による講演及び意見交換を通じ、交通事故相談所及び警察、関係団体等、各地域の交通事故被害者等の支援に係る関係団体相互の業務範囲の確認、効果的な広報啓発についての意思疎通及び連携強化を図ることを目

的としている。

平成26年度は、従来の参加者に加え、新たに社会福祉協議会の参加を得て、北海道、島根県、高知県の3道県で実施した。

○ 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会

交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会は、平成23年度に作成した子供の親及び支援者向けパンフレット「交通事故で家族を亡くした子どもの支援のために」を紹介し、その活用を積極的に促すとともに、事例(体験談)及び意見交換を通じ、学校現場等で抱える交通事故で家族を亡くした子供の支援における問題点や課題等の意見を集約するほか、交通事故で家族を亡くした子供の支援に係る関係者間の連携を強化し、意思の疎通を図ることを目的としている。

平成26年度は、栃木県、岡山県の2県において、交通事故被害者等や子供の支援に係る関係機関の参加を得て、家族を亡くした子供の支援に関する専門家による講義、交通事故被害者遺族による講話の後、参加者による意見交換を実施した。